

国自旅第316号
令和2年11月27日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

交通空白地有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 交通空白地有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第1号に定める交通空白地有償運送（以下「交通空白地有償運送」という。）は、バス、タクシー等の公共交通機関によっては地域住民又は観光旅客を含む来訪者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動に必要な旅客輸送を確保するため、市町村長又は都道府県知事が主宰する施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）、施行規則第4条第2項に規定する協議会又は施行規則第51条の7に規定する運営協議会（運営協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において調った協議内容に基づき実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して運送を行うものをいうものとする。

2. 登録の申請

（1）登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け交通空白地有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在交通空白地有償運送（持続可能な運送サービスの提供の確保に資

する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省令関係省令の整備等に関する省令（令和2年国土交通省令第93号）による改正前の施行規則により登録を受けた公共交通空白地有償運送を含む。）を行っている特定非営利活動法人等が、特定非営利活動法人等の合併によって新たな特定非営利活動法人等となった場合において、登録を受けていない法人が継承法人となり交通空白地有償運送を行う場合。

（2）登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1－1号）に（3）に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、地域公共交通会議等の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別

「交通空白地有償運送」と記載する。

- ⑤ 路線又は運送の区域

当該地域の市町村が主宰する地域公共交通会議等において、協議が調った路線又は運送の区域を記載する。

（イ）路線を定めて行う場合

申請書に当該路線の起点及び終点の地名及び地番、当該路線のキロ程、主な経過地を記載する。

なお、予め路線の一部に迂回部分等を設定し、旅客の呼出しに応じて運行を行う形態で運行する場合にあっては、当該部分について、基軸となる路線を定める、または、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）で設定することができるものとし、主な経過地に当該運行の迂回部分等を含めて記載する。

（ロ）運送の区域を定めて行う場合

地域公共交通会議等において協議により定められた区域を運送の区

域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

また、交通空白の状況に対応するため、運送の区域を市町村内的一部の区域に限定しようとする場合には、地域公共交通会議等における協議に基づき、運送の区域を限定することができるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

交通空白地有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする。(記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。)この場合において、申請者が広域的に活動を行っている特定非営利活動法人等である場合は、申請書には交通空白地有償運送を実施する事務所の名称及び住所(活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所)を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに市町村又は特定非営利活動法人等が保有する自家用自動車及びボランティア個人や企業等からの持込み自動車(運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を含み、交通空白地有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。)の別ごとに、以下に掲げる自動車の種類ごとの数(軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載)を記載する。

(イ) バス

乗車定員11人以上の自動車

(ロ) 普通自動車

乗車定員11人未満の自動車(リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする。)

なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。

- ・運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。
- ・自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完すること。
- ・登録を受けた自家用有償旅客運送者(以下「運送者」という。)は、様式第1-6号に定める前年4月1日から当年3月31日までに運

行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年
5月31日までに運輸支局に報告すること。

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送することができる旅客は、施行規則第49条第1号に規定する地
域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者とする。

⑨ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行おうとするとき

法第79条の2第1項第5号に定める事業者協力型自家用有償旅客運
送（一般旅客自動車運送事業者が、法第79条の2第1項第5号に掲げる
運行管理及び施行規則第51条の2の2に掲げる車両整備管理について
協力する自家用有償旅客運送。以下単に「事業者協力型自家用有償旅客運
送」という。）を行おうとするときは、協力する一般旅客自動車運送事業
者の氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

⑩ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令
に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らか
である場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づ
き、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

（3）添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に
掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である特定非営利活動
法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに
役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。なお、認可地
縁団体の申請にあっては、規約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）
第260条の2第12項の証明書並びに役員名簿、施行規則第48条第
9号に規定する者の申請にあっては、定款に準ずる書類として組織の基
本的事項を定める書類、役員名簿に準ずるものとして法人の役員に相当
する権利能力なき社団の代表者を定める書類（いずれも団体規約等）とす
る。なお、団体規約については、後に変更の可能性があるところ、当該変
更に際しては構成員の一定数以上の同意があるときに限る旨の定めがあ
る等、民主的な方法により作成・変更されるものであることとする。

② 路線図

施行規則第51条の3第2号に定める路線図は、申請する路線に加え、一般乗合旅客自動車運送事業の路線等、地域の公共交通の状況を記した路線図とする。

③ いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第3号に定める宣誓書とし、特定非営利活動法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

なお、市町村が運送の主体である場合にあっては提出を要しない。

④ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第4号に定める地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類とは、地域公共交通会議等が申請者に交付した様式第1－5号に定める書類とする。地域公共交通会議等において運送の区域を市町村内的一部地域に限定することとした場合及び申請者の行おうとする交通空白地有償運送に対して地域公共交通会議等における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨を記載するものとする。

地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、申請者は以下の関係者と協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることができる。

- ・関係地方公共団体の長
- ・一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- ・住民又は旅客（当該市町村において選定した代表者）
- ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ・その他当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

申請者は、持ち回りで関係者から了解を得るなどの方法で協議を調べるものとする。この場合、協議が調ったことを証する書類は、当該関係地方公共団体の長が発行するものとする。なお、運輸支局長等は、申請者が行う協議に当たり、適切な検討、協議が可能となるよう、必要に応じて、関係地方公共団体の長と連携して、必要な情報等を収集し、関係者に提供するよう努めるものとする。

施行規則第51条の7第2号に定める、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に規定する地域公共交通計画に自家用有償旅客運

送の実施主体、路線又は区域及び輸送対象が記載されているときは、当該地域において、自家用有償旅客運送を実施することについて協議が調つたものとみなす。この場合は、様式第1－5号に定める書類に代えて、当該地域公共交通計画の写しを提出するものとする。なお、料金や運行回数その他実施に当たって必要な事項の調整については地域公共交通会議等において別途協議するものとし、様式第1－5号に定める書類及び地域公共交通計画の写しの双方を提出するものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、以下のとおりとする。

- (イ) 当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧（参考様式イを参考として運送者において書式を定め記録するものとする。）
- (ロ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者となる場合にあっては、当該自動車の自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。
- (ハ) 当該自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、交通空白地有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものとする。

⑥ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類は、以下の通りとする。

- (イ) 当該自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧（参考書式ロを参考として運送者において書式を定め記録するものとする。）
- (ロ) 様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し
- (ハ) 施行規則第51条の16第1項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）

運転業務に関する委託を行っている場合にあっては、受託者の運転者

が当該要件を備えていることを要するものとする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては（口）及び（ハ）に掲げる書類について、様式第5号に定める宣誓書をもって代えることができる。

⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第8号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第7号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が乗車定員11人以上の車両にあっては1両、乗車定員11人未満の車両にあっては5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行管理に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、運行管理の責任者は当該協力事業者の運行管理者でなければならないものとする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、整備管理に関する委託を行っている場合にあっては、委託先の整備管理の責任者も含めた整備管理の体制を記した書類を求めるものとする。

また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、整備管理の責任者は、当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする。

⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第7号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

なお、運行に関する委託を行っている場合にあっては、委託先も含めた連絡体制を記した書類を求めるものとする。

⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、

身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第11号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は様式第8号に定める加入する計画があることを証する書類とする。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記の書類について、様式第9号に定める宣誓書をもって代えることができる。

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局等又は指定都道府県等の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。(別記1参照)

ただし、広域的に活動する特定非営利活動法人等であって、1の特定非営利活動法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、特定非営利活動法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、特定非営利活動法人等の登記上、活動拠点たる事務所が特定非営利活動法人等の登記簿に登記されていない場合にあっては、当該事務所の登記事項証明書、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

既に登録を受けている市町村が合併した場合は、最初に登録を受けた市町村の登録番号を優先する。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証(様式第10号)の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、申請者を登録簿に登録した

場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。

- ④ 登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

⑤ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

- (イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。
- (ロ) 運送の区域は、〇〇市△△町のうち、□□地区とする。また、運送の区域を見直す場合（減少することとなる場合を除く。）は、再度地域公共交通会議等において協議を調える必要があるとものとする。
- (ハ) 運送しようとする旅客の範囲は、〇〇市△△町のうち住民とする。また、運送しようとする旅客の範囲を見直す場合（減少することとなる場合を除く。）は、再度地域公共交通会議等において協議を調える必要があるとものとする。

（5）登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

- ① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合
- ② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合
地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によること

が困難であり、かつ、当該交通空白地有償運送の実施が必要である旨の協議が調っていないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（ヘ）のいずれかに該当するものであること。

（イ）交通空白地有償運送を実施するために必要な自動車の保有がなされていないと認められる場合。

（ロ）施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合

（ハ）施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

（ニ）施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

（ホ）施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合

（ヘ）施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 対価の公示等

旅客から收受する対価については、当該運送を実施する事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示などして公示し、又は利用者に対し收受する対価等を記載した書面の提示その他適切な方法により説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

（1）運転者の要件

① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内において停止された者でないこと」の要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができ

るものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。

- ② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行管理

- ① 運行管理の責任者の選任にあっては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあっては、法第23条第1項の運行管理者）を選任すること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、当該協力事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えない。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

- ② 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあっては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によらず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずることにより実施することができるものとする。

- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする

運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第木号を参考として運送者において書式を定めるものとする。
- ② 特定非営利活動法人等が実施する場合における、施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

特定非営利活動法人等は、施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(7) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。
- 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとす

る。この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならぬものとする。

(8) 車内の掲示

市町村が実施する場合における、施行規則第51条の24に規定する自動車内の掲示については、運送者の名称及び運転者の氏名を旅客から見やすいように掲示するものとする。

(9) 苦情処理の体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第7号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第7号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(10) その他の留意事項

① 運行の委託に併せて交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車の持込みが行われる場合は、運送者が運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて申請者に確実に認識されるよう、十分に指導を行うものとする。

② 地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、交通空白地有償運送の運行実態、特定非営利活動法人等が実施主体の場合には、当該特定非営利活動法人等の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

5. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1－2号）を路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に提出するものとする。この場合にお

いて、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に通知を行うものとする。

- ② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における地域公共交通会議等において協議が調っていることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。
- ③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

地域公共交通会議等で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りではない。

(2) 添付書類

更新登録申請書には、施行規則第51条の10第2項に定める書類は、2.(3)に定める添付書類に準ずるものとする。ただし、以下の書類については、当該更新の前後においてその内容に変更がない場合に限り、添付を省略することができるものとする。

- ① 定款等の書類
- ② 路線図
- ③ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類（ただし、当該自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧を除く。）

(3) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに地域公共交通会議等からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当す

る場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年（事業者協力型自家用有償旅客運送にあっては、5年）とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

（4）更新登録の実施

- ① 上記2.の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- ③ 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、関係する運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2.（5）の場合に準じ、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

6. 変更登録

(1) 変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 路線の延長、増加又は変更（既存路線を短縮する場合を除く。）
- ② 運送の区域の拡大又は変更（減少することとなる場合を除く。）

なお、運送の区域を定めて交通空白地有償運送を実施する市町村において、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域の拡大を行う場合にあっては、合併後の市町村が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

- ③ 運送の種別（既に交通空白地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）
- ④ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更
- ⑤ 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く。）

(2) 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第1－3号に定める申請書に(3)に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長の管轄にも属すこととなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等又は指定都道府県等の長に申請を行うものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の11第2項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

- ① 路線の延長、増加又は変更をしようとする場合
 - (イ) 上記2.(3)①～⑩までに掲げる書類のうち、路線図、自動車の使用権原を証する書類、変更しようとする路線に係る運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
 - (ロ) 変更しようとする路線に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類
 - (ハ) 登録証
- ② 運送の区域を拡大又は変更しようとする場合
 - (イ) 上記2.(3)①～⑩までに掲げる書類のうち、自動車の使用権原を

証する書類、拡大又は変更しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(口) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

③ 有償運送の種別が変更され新たに交通空白地有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記2. (3) ①～⑩に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(口) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

④ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更をする場合

(イ) 上記2. (3) ①～⑩に掲げる書類のうち、変更しようとする路線又は運送の区域に係る運行管理の体制を記載した書類、整備管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(口) 変更しようとする路線又は運送の区域に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

⑤ 運送しようとする旅客の範囲を変更する場合

(イ) 変更しようとする旅客の範囲について地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(口) 登録証

(4) 変更登録の実施

① 変更登録は上記2. の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事

務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- ③ 変更登録を行った運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等又は指定都道府県等の長がある場合には、当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録簿の写しを当該運輸支局等又は指定都道府県等の事務所において縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表ものとする。
- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2. (5) の場合に準じ、様式第11号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に対してもその旨を通知するものとする。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新を行わない。

7. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第1－4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとに配置する乗車定員11人未満の車両数が5両以上（乗車定員11人以上の自動車にあっては1両以上）となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第8号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等又は指定都道府県等の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

8. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。

9. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、登録の有効期限が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等又は指定都道府県等の長は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を地域公共交通会議等の主宰者（地域公共交通会議等が組織されていない場合にあっては、路線又は運送の区域を管轄する市町村長）に通知するものとする。
- (3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等又は指定都道府県等の長に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

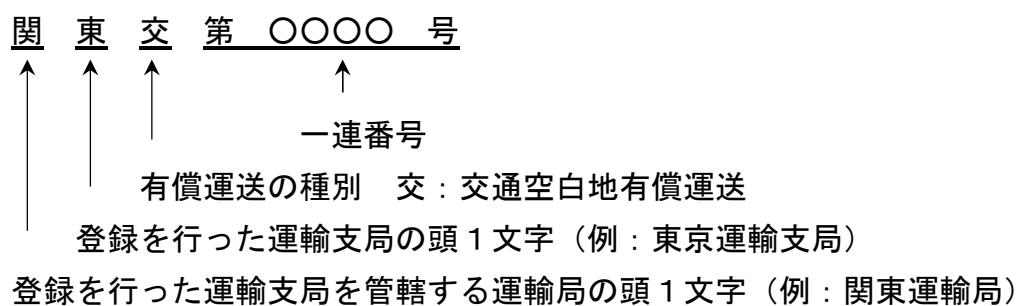
附 則

1. 本処理方針は、令和2年11月27日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。
2. 廃止前の「市町村運営有償運送の登録に係る処理方針」（交通空白輸送に限る。）又は「公共交通空白地有償運送の登録に係る処理方針」に基づき付与された登録番号は、本処理方針2(4)①の登録番号とみなす。

登録番号の付与方法

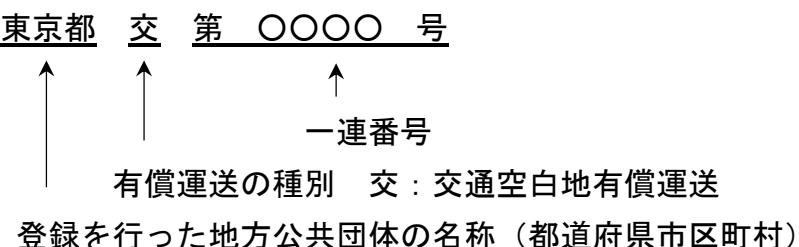
○事務・権限が国にある場合

【番号付与例】



○事務・権限が地方公共団体にある場合

【番号付与例】



- 注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭 2 文字は「神兵」と表示する。
2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」 1 文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

様式第1-1号

(年号) 年 月 日

○○運輸局 □□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス	普通自動車 (軽)		合 計		
	保有			()			
	持込		*	()	*	()	*
合計				()			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

様式第1-2号

(年号) 年 月 日

○○運輸局 □□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

(1) 路 線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

(2) 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バ 斯		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有			()			
	持込		※	()	※ ()		※
	合計						

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

--

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

(年号) 年 月 日

○○運輸局 □□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 路線

	新	旧
起点		
終点		
キロ程		
主たる経過地		

(2) 運送の区域

新	
旧	

(3) 運送の種別

新	
旧	

(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

5. 変更予定期日

(年号) 年 月 日

(年号) 年 月 日

○○運輸局 □□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、
道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり
届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
名称		
住所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(交通空白地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 路線（減少した場合に限る）

	新	旧
路線	起 点	
	主たる経過地	
	終 点	
	キ ロ 程	

(4) 運送の区域（減少した場合に限る）

	運 送 の 区 域
新	
旧	

(5) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(6) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		保有区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
新		保有			()			
		持込		*	()	*	()	*
		合計			()			
旧		所有			()			
		持込		*	()	*	()	*
		合計			()			

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

(7) 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る）

新	
旧	

(8) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

	新	旧
氏名又は名称		
住 所		

5. 変更をした日

(年号) 年 月 日

(年号) 年 月 日

○○運輸局 □□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名 称) ※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること
(対象市町村)

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

(2) 旅客から收受する対価 (対価の内容を添付すること)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

(年号) 年 月 日

(地域公共交通会議等の名称) 主宰者 ○○市長

※地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

(年号) 年 月 日

○○運輸局 □□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

交通空白地有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書（年度）

	日付	持込み者	車両登録番号	使用時間	理由
例	3月14日	○○交通	○○200 あ 123	○時間	故障車両の代替
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※ この報告書は、前年4月1日から本年3月31日の間に係る運行を受託している交通空白地有償運送において、事業用自動車を使用した分について記載すること。

〇〇運輸局□□運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名	称
住	所
代表者の氏名	

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

〇〇運輸局□□運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

（年号） 年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体(申請者名)

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名()

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1					
2					
3					

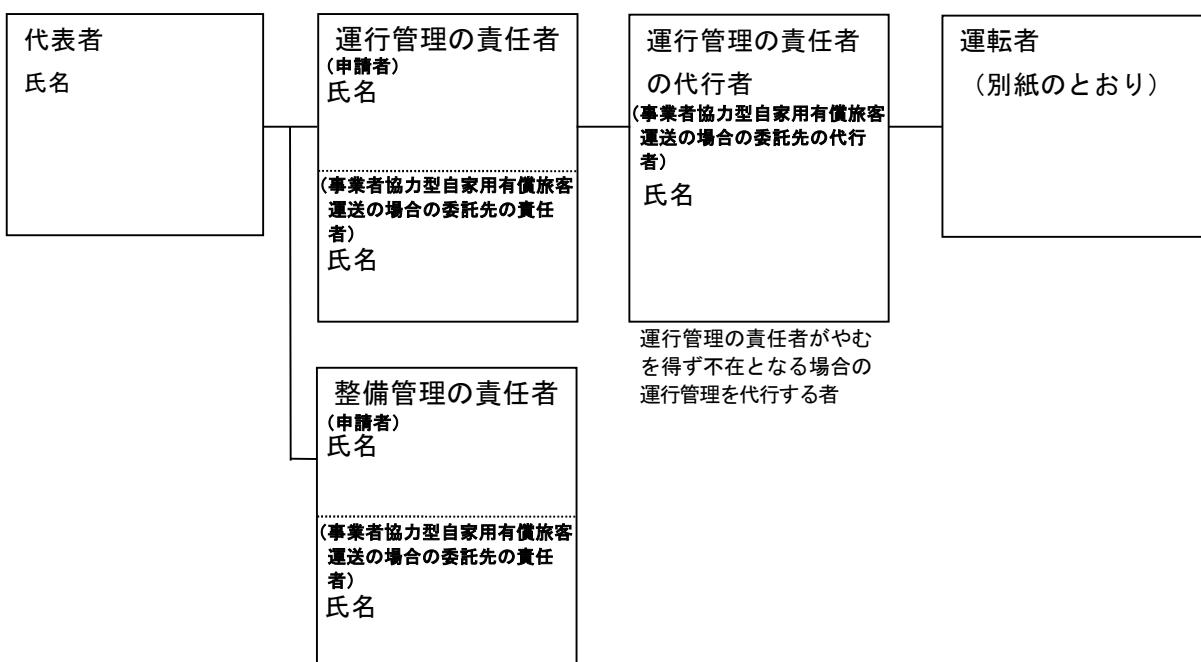
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

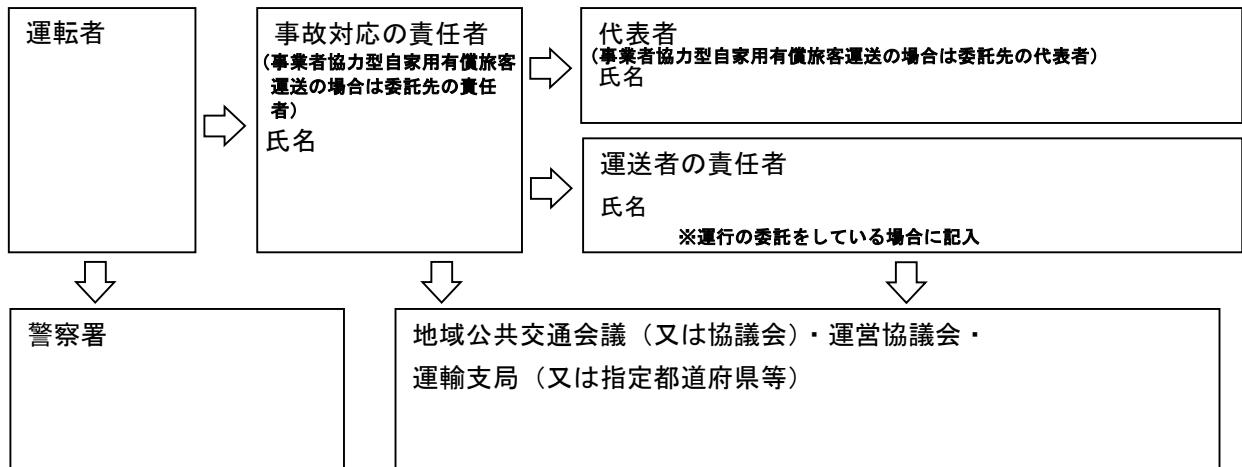
No	氏名	住所	協力
1			
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

○○運輸局□□運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・ 万円）
対物保険（共済）	（無制限・ 万円）

（年号） 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

〇〇運輸局□□運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

2. 登録の有効期間

3. 名称、住所、代表者の氏名

4. 自家用有償旅客運送の種別

5. 路線又は運送の区域

6. 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあっては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

(年号) 年 月 日

○○運輸局○○運輸支局長 ○○ ○○
指定都道府県等の長 ○○ ○○

(申請者) 殿

登録拒否理由通知書

(年号) 年 月 日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、下記理由により登録を拒否するので通知する。

記

1. 登録を拒否した事項

2. 登録の拒否を行った理由

(文例)

- ・ 道路運送法第79条の4第1項第1号（第2号、第3号、第4号）に掲げる欠格事由に該当するため。
- ・ 道路運送法第79条の4第1項第5号の協議が調っていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の7に規定する地域公共交通会議等において協議が調つておらず、道路運送法第79条の4第1項第5号に該当すると認められるため。
- ・ 自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の16に定める必要な要件を備える運転者及び乗務員の確保がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の17に規定する運行管理の責任者の選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の21に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の22に規定する旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められるため。

(年号) 年 月 日

○○運輸局○○運輸支局長 ○○ ○○
指定都道府県等の長 ○○ ○○

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (任)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

番号	運転者氏名	疾 病	疲 労	飲 酒	その他理由	運行の安全確保 のための指示	確認時間	確認者
1		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
2		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
3		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
4		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
5		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
6		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
7		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
8		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
9		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		
10		(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	理由欄		

(施行規則第51条の18関係)

参考様式第二号
(路線を定めて行う自家用有償旅客運送の場合)

乗務記録

運転者の氏名	
日付	
登録番号	

入庫キロ	
出庫キロ	
乗務した距離	

番号	路線名 又は系統名	開始地點 (時刻)	主な 経過地点	終了地點 (時刻)	備考
1		(　　:　　)		(　　:　　)	
2		(　　:　　)		(　　:　　)	
3		(　　:　　)		(　　:　　)	
4		(　　:　　)		(　　:　　)	
5		(　　:　　)		(　　:　　)	

事故又は異常な状態が発生した場合の概要及び原因

(施行規則第51条の18関係)

参考様式第二号
(運送の区域を定めて行う自家用有償旅客運送の場合)

乗務記録

日付	
運転者名	
自動車登録番号	

	発地	主な経過地	着地	運送に要した時間及び距離			収受した対価
				開始	終了	乗務距離	
1	()			:	:		円
2	()			:	:		円
3	()			:	:		円
4	()			:	:		円
5	()			:	:		円
6	()			:	:		円
7	()			:	:		円
8	()			:	:		円
9	()			:	:		円
10	()			:	:		円
11	()			:	:		円
12	()			:	:		円
13	()			:	:		円
計							円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因

（複数回の場合は複数回記入）

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

運転者台帳

氏名	生年月日	自家用有償旅客運送の運転者となつた日	その他
住所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講習等の受講歴

道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受講年月日	講習等の名称	備考
年月日		
年月日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等(規則第51条の16第2項)
健康状態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由



作成番号	
作成年月日	令和 年 月 日

運転者証

自家用有償旅客運送者の名称	
運転者の氏名	
運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第51条の 16第1項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

作成年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事故の記録

事務所名	
------	--

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

事故の発生場所

事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）

事故の原因

再発防止対策

苦 情 処 理 簿

事務所名

受付者

申告者	申告者	
	住所	
	連絡先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者 :
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者 :
(改善措置)		処理担当者 :